

第 9 1 号議案

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

3 月期の期末手当の廃止について規定を整備する必要がある。

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中野区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。